

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実施要領

平成20年4月1日
19農会第1022号
一部改正 平成22年1月7日
21農会第898号
一部改正 平成23年1月6日
22農会第861号
最終改正 平成24年1月6日
23農会第1163号
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

本事業は、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に位置づけられている

- 「自給率の向上」（食料自給率目標平成32年度までに50%、飼料自給率目標平成32年度までに38%、木材自給率目標平成32年度までに50%、水産物自給率目標平成29年度までに65%）
- 「農業・農村の6次産業化」（6兆円規模の新産業を農山漁村地域に創出）
- 「地球温暖化対策の強化」（温室効果ガス排出量2020年までに1990年比で25%削減）

等の達成に資するため、産学官が研究能力を結集し、幅広い分野の技術シーズを活用することにより、農林水産・食品産業における生産及びこれに関連する流通、加工等の現場（以下「生産現場等」という。）の技術的課題の早急な解決を図ることを目的とする。

本事業を通じて、生産現場等の課題に的確に対応し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、生産現場等に普及し得る成果を平成29年度までに500事例創出し、農林水産業・食品産業及び地域の活性化に貢献する。

第2 事業内容

本事業は、農林水産分野の試験研究であって以下の研究区分のいずれかに該当するものについて、幅広いセクターの研究勢力を結集してこれに取り組む仕組みを講じることにより、生産等現場に密着した実用技術の開発の迅速な推進を図ることを内容とする。

- 1 農林水産省が推進する技術（農業新技術200Xに掲載されている技術）を生産現場へ定着させるための追加的な研究やこれらの技術を組み込んだ生産体系等を構築するための研究課題、及び農林水産省等が実施した基礎・応用分野研究の成果を基に、実用化に結びつける研究課題を対象とする研究区分（以下「研究成果実用型研究」という。）。
- 2 農林水産業・食品産業の現場の多様なニーズに対応した実用技術開発を推進するために、現場の課題解決を早急に図る必要性が高い研究課題を対象とする研究区分（以下「現場ニーズ対応型研究」という。）。

また、年度途中に不測の事態が発生し、緊急対応を要する研究課題（以下「緊急対応研究課題」という。）が生じた場合は、本研究区分で対応することとする。

第3 研究連携協定の推進

本事業においては、公立試験研究機関等が行う研究の共同化、集約化、重点化及び共有化の取組を明確にした「研究連携協定」の締結を推進し、地域の研究資源の利用効率の向上体制の構築、地域や県域を越えて波及する研究成果の迅速な開発を促進することとする。

なお、「研究連携協定」に基づく研究課題は、第2の2の「現場ニーズ対応型研究」で対応することとする。

第4 研究実施期間及び研究費

1 実施期間

研究課題（緊急対応研究課題を除く。）の実施期間は、1研究課題につき3年以内とする。

緊急対応研究課題の実施期間は、原則として、1研究課題につき研究開始日（委託契約締結日）が属する年度が終了するまでの間とする。

2 研究費

単年度の研究費の上限は、1研究課題につき原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 研究成果実用型研究：5千万円

(2) 現場ニーズ対応型研究：3千万円

現場ニーズ対応型研究のうち「研究連携協定」に基づく研究課題：5千万円

現場ニーズ対応型研究のうち緊急対応研究課題：1千万円

第5 技術的課題の把握等

農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）は、「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知。以下「普及・実用化推進要綱」という。）の第2に基づき、毎年度、農林水産省の関係各局等（大臣官房の各課を含む。）、地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び関係団体等から、研究開発を必要とする技術的課題の把握を行うものとする。

また、事務局は、大学、民間団体や他の競争的資金による研究成果等から技術シーズの収集に努めるものとする。

第6 緊急対応研究課題の対象の決定等

1 緊急対応研究課題の対象の候補の通知

各関係局等の長は、緊急に調査研究の実施が必要とされる事由が生じた場合は、緊急対応研究課題の対象の候補を、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）に通知するものとする。

2 緊急対応研究課題の対象の決定

事務局長は、前項の通知を受けたとき、又は、自ら必要と認めるときは、速やかに他のプロジェクト研究、関連事業等との重複その他本事業の趣旨からみた妥当性を参酌し、必要に応じて当該緊急対応研究課題の対象となる関係各局等の長から意見を聴取の上、緊急対応研究課題の対象を決定するものとする。

第7 研究課題の募集等

1 研究課題の募集

事務局長は、それぞれの研究区分に対応した研究課題を公募により求めるものとする。

なお、研究課題を応募し、かつ決定する際の手続きについては、事務局が別に定めるところによるものとする。

2 応募要件

(1) 研究課題の応募は、以下の各号のいずれかに掲げる者（以下「研究機関等」という。）であって、当該号以外の号に掲げる者と共同研究グループを構成して、当該研究課題に取り組むものに行うことができるものとする。

ア 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

イ 大学及び大学共同利用機関

ウ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

エ 民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

(2) 研究課題の応募を行おうとする研究機関等は、研究推進の代表となる研究機関（以下「代表機関」という。）を選定するとともに、代表機関に所属する研究者の中から当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理を総括する研究の代表者（以下「研究総括者」という。）を定めなければならないものとする。

なお、代表機関は、法人格を有していなければならないものとする。

(3) 共同研究グループには、必ず研究成果の普及・実用化を支援する組織が参画していなければならないものとする。

3 若手優先措置の実施

年齢が研究を開始しようとする年度の当初において40歳未満である研究総括者（以下「若手研究者」という。）により応募された研究課題が、年齢が研究を開始しようとする年度の当初において40歳以上である研究総括者により応募された研究課題と同等の評価であった場合、事務局長は、若手研究者の研究課題が優先的に採択されるよう措置することができるものとする。

第8 研究課題の決定等

1 研究課題の決定

農林水産・食品産業における技術的課題の解決に必要な研究課題を、外部有識者等による審査を経た上で事務局長が決定するものとする。

なお、研究課題の決定に係る審査については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

2 結果の通知等

事務局長は、1により研究課題を決定したときは、研究課題を応募した代表機関に対し、その応募した研究課題の採択の可否等を通知するとともに、関係各局等の長及び地方農政局等の長に対し、採択した研究課題を通知するものとする。

また、採択した研究課題については、速やかに農林水産省のホームページ等において公表するものとする。

第9 研究課題の実施

1 研究課題の委託

事務局長は、第8の1により研究課題を決定したときは、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と委託契約を締結することにより実施するものとする。

2 研究費の配分

第8の1により研究課題が決定されたときは、当該研究課題を応募した代表機関の長は、毎年度、第7の1により定める公募要領に基づき提出した研究課題提案書に即して、別記様式第1号の年次計画を作成し、事務局長に提出するものとする。

研究に必要な経費（以下「研究費」という。）は、外部有識者等による審査・評価結果等を踏まえた調整を行った上で、当該研究課題の代表機関に配分するものとする。

なお、研究費については、一定の要件を満たした場合に、翌年度への繰越を認めることができるものとする。

3 研究課題の進行管理

(1) 代表機関は、毎年度、研究の推進状況を確認するとともに、これによる研究計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画研究機関等を参集した研究推進会議を開催するものとする。

(2) 事務局長は、研究課題の的確な進行管理及び研究成果の円滑な普及を図る観点から、農林水産省の関係部局の協力を得つつ、事務局に研究課題の進行管理を行う責任者として総括プログラムオフィサー（以下「総括PO」という。）を指名するものとする。

また、研究課題の進行管理を効率的かつきめ細やかに行うために、本事業の業務のアウトソーシング先に非常勤のプログラムオフィサー（以下「専門PO」という。）を配置できるものとする。

(3) 事務局長は、総括POを主査として専門POや農林水産省の関係職員から構成する推進チームを設置するものとする。当該推進チームは、その活動の一環として、必要に応じ、研究推進会議に参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導を行うものとする。

なお、研究課題の進行管理に関する事項については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

4 研究課題の評価

実施された研究課題の評価に関する事項については、事務局長が別に定めるところによるものとする。評価の結果については、研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算規模又は配分の見直し等により、その後の研究計画に反映するものとする。

第10 実績の報告等

1 実績報告書の提出

研究課題を実施した代表機関の長は、別記様式第2号の実績報告書を、毎年度委託契約の履行期間の終了日までに、事務局長に提出するものとする。

2 実績の報告

事務局長は、毎年度、1により提出された実績報告書について、技術総括審議官、関係各局等の長及び地方農政局長に対し、写しを送付するものとする。

第1-1 研究成果の帰属

事務局長は、研究課題を実施した研究機関等において、特許権等の知的財産権が発生した場合は、一定の条件を付した上で、研究機関等に帰属させることができるものとする。

第1-2 研究成果の普及状況の把握・分析

事務局長は、研究終了課題のうち一定期間が経過したものについて、研究成果の普及状況の把握・分析を行うためのフォローアップ調査を実施するものとする。

第1-3 研究成果の普及・実用化及び国民理解の促進

- 1 事務局長は、本事業の研究成果について、技術交流展示会や成果発表会の開催等により、研究成果の普及・実用化を促進するものとする。
- 2 事務局長は、国民各層に対し多様な媒体を利用して、本事業が目指す内容や得られた成果を分かりやすく説明し、理解を求めよう努めるものとする。
- 3 参画研究機関等は、事務局長が行う本事業が目指す内容や得られた研究成果に係る普及・実用化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、本事業の研究成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

また、参画研究機関等自らも国民理解の促進に関する取組を積極的に実施するものとする。

第1-4 収益納付

1 収益状況の報告

- (1) 研究課題（緊急対応研究課題を除く。）を実施した研究機関等の長は、別記様式第3号により、本事業の成果による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業が終了した翌年度から起算して5年間、毎事業年度末から90日以内に代表機関を通じて事務局長に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間中に、本事業の成果に係る特許権等の譲渡、実施許諾又は成果の企業化が行われた場合であって、当該成果を研究機関等が所有している場合においては、収益状況報告書を提出すべき期間は、(1)にかかわらず、これらの事由が発生した年度から起算して5年間とする。

2 収益の納付

事務局長は、1の収益状況報告書に基づき、事業の実施により研究機関等に相当の収益が生じたと認めるときは、次により、収益の一部に相当する金額について、研究機関等に対し納付を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付する金額は、次の算式のとおりとする。

$$\text{納付額} = \text{収益額} \times (\text{委託費の確定額の総額} / \text{本事業に関連して支出された技術開発費総額}) \times 1 / 2$$

注1 式中「収益額」とは、特許権等の譲渡又は実施許諾により生じた収益をいう。

注2 式中「委託費の確定額の総額」とは、研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額をいう。

注3 式中「本事業に関連して支出された技術開発費総額」とは、委託費の確定額の総額

及び当該特許権等を得るために要した本事業以外の技術開発費の合計額をいう。

(2) 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合の納付する額は、次の算式のとおりとする。

$$\text{納付額} = \text{収益額} \times (\text{委託費の確定額の総額} / \text{企業化に係る総費用}) \times \text{企業化利用割合} \\ \times 1 / 2$$

注1 式中「収益額」とは、本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益をいう。

注2 式中「委託費の確定額の総額」とは、研究課題に必要な経費として、確定された各年度における委託費の総額をいう。

注3 式中「企業化に係る総費用」とは、委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいう。

注4 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める本事業に係る成果物の製造原価の割合をいう。

3 収益納付の期間

収益を納付する期間は、1の収益状況報告書を提出すべき期間と同様とする。

第15 事務の委託

事務局長は、第8の1の研究課題の決定に係る審査、第9の3の研究課題の進行管理、第9の4の研究課題の評価、第12の研究成果の普及状況の把握・分析、第13の1の技術交流展示会や成果発表会の開催等及び第13の2に係る国民理解の促進その他本事業に関連する情報の提供等に係る事務を外部に委託することができるものとする。

附則

- 1 「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領」（平成18年1月24日付け17農会第1276号農林水産省農林水産技術会議事務局長通知。以下「高度化事業実施要領」という。）に基づき、研究課題が採択され、平成20年度以降も引き続き研究の実施を予定している研究課題にあつては、当該通知に基づき研究を実施することができるものとする。
- 2 高度化事業実施要領に基づき、平成18年度以降において採択された研究課題に係る収益納付については、この通知の施行後も、なお従前の例による。
- 3 改正前の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実施要領」（平成20年4月1日付け19農会第1022号農林水産技術会議事務局長通知、平成22年1月7日改正）に基づき採択された課題に係る研究区分、研究費及び研究実施期間については、この通知の施行後も、なお従前の例による。

別記様式第1号

平成〇〇年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業計画書

課題番号

課題名「

」

研究期間： 年度～ 年度（ 年間）

代表機関・研究総括者：

共同機関：

I. 試験研究の全体計画

1. 研究目的

2. 研究内容

3. 達成目標及び期待される効果

（研究実施期間の中間時における研究の進捗目標値を併せて記載）

4. 行政施策との関係

5. 地域活性化、地域への貢献との関係

6. 成果を迅速に普及・実用化に移すための取組み

7. 年次計画

| 研究項目 | 年度 | 年度 | 年度 |
|----------|----|----|----|
| | | | |
| 所要経費（合計） | 千円 | 千円 | 千円 |

（注）所要経費の積算内訳を添付すること。

II. 〇〇年度細部計画

III. 実施体制

| 研究項目 | 担当機関 | 研究担当者 | エフォート (%) |
|------|------|-------|--------------|
| | | | |

（注）研究総括者には◎、中課題責任者には○、小課題責任者には△を付すこと。

IV. 平成〇〇年度所要経費

| 研究項目 | 実施機関 | 配分額（千円） |
|------|------|---------|
| | | |

別記様式第2号

平成〇〇年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実績報告書

| | | | |
|-------|------------|------|-------|
| 研究課題名 | (課題番号****) | 研究期間 | 〇～〇年度 |
|-------|------------|------|-------|

I. 研究の進捗状況等

II. 普及に関する実績

III. 研究総括者による自己評価

1. 中課題名 「

」

| | |
|--|-------|
| これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 | (評価欄) |
| | |
| 研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い | (評価欄) |
| | |
| 次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 | (評価欄) |
| | |

IV. 外部有識者の意見

| | |
|--|-------|
| これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 | (評価欄) |
| | |
| 研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い | (評価欄) |
| | |
| 次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 | (評価欄) |
| | |

V. これまでの研究実施期間における研究成果（論文発表、特許他）

別記様式第3号

平成〇〇年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業収益状況報告書

| | | | | | |
|---|-----------------------------|---------|---|-----|---|
| 1 | 技術開発課題名 | | | | |
| 2 | 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益額 | | | | 円 |
| 3 | 本事業の成果の企業化による収益額 | | | | 円 |
| 4 | 本事業に関連して支出された技術開発費の総額 | | | | 円 |
| 5 | 企業化に係る費用の総額 | | | | 円 |
| 6 | 企業化利用割合 | | | | % |
| 7 | 研究費の確定額 | | | | |
| | | 年 月 日付け | 第 | 号確定 | 円 |
| | | 年 月 日付け | 第 | 号確定 | 円 |
| | | 年 月 日付け | 第 | 号確定 | 円 |
| | | | | 計 | 円 |
| 8 | 本年度収益納付額 | | | | 円 |

(注) 1. 上記2から6については、本事業の成果に係る特許権等及び製品ごとに算出すること。
2. 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。